

不適切文書作成に関する調査特別委員会

< 11 月 5 日 >

平成30年石岡市議会

不適切文書作成に関する調査特別委員会会議録

平成30年11月5日（月曜日）午前10時00分開会

本日の会議に付した案件

- 1 証人尋問について
- 2 その他

出席委員 9名

委員長	山本進君	委員	石橋保卓君
副委員長	関口忠男君	委員	川井幸一君
委員	村上泰道君	委員	大和田寛樹君
委員	谷田川泰君	委員	新田茜君
委員	勝村孝行君		

欠席委員 0名

法第100条第1項により出頭した証人

石岡市議会議員 ○ ○ ○ ○ 君

議会事務局職員出席者

局長	鈴木幸治君	課長補佐	木崎憲一君
庶務議事課長	中山善正君	主任	塚本志保君

平成30年11月5日（月曜日）

午前10時00分開会

○委員長（山本進君） ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより不適切文書作成に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、証人尋問について及びその他であります。

なお、傍聴者及び報道関係の皆様申し上げます。会議中は、撮影、録音はできませんので、ご了承願います。また、会議中は騒ぎ立てることのないよう、静粛に願います。委員長の注意に従わないときは、石岡市議会委員会傍聴規則第11条の規定により、退場を命ずることがありますので、あらかじめ申し上げておきます。

これより議事に入ります。

初めに、証人尋問についてでございます。先日の委員会で決定しましたとおり、地方自治法第100条第1項に基づき、〇〇〇〇議員に証人として出席を求めております。ここで、〇〇〇〇証人に入室していただきます。

〔証人入室〕

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人におかれましては、お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外は証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員ご起立願います。

〔全員起立〕

○委員長（山本 進君） 宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（〇〇〇〇君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年11月5日。〇〇〇〇。

○委員長（山本 進君） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、証人は宣誓書に署名・捺印をお願いいたします。

[署名・捺印]

○委員長（山本 進君） 証人に申し上げます。これより証言を求めることとなりますが、証言を求められた範囲を超えないこと、また、ご発言の際は、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問しているときは着席のままでも結構でございますが、お答えの際は起立をして発言願います。

次に、各委員に申し上げます。委員の発言は、証人の人権に配慮されるようお願いいたします。また、不規則発言等、議事進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

それでは、これより〇〇〇〇証人から証言を求めます。最初に、委員長より所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言を願うことにいたします。

初めに、人定訊問を行います。まず、あなたは〇〇〇〇氏ですか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） はい、〇〇〇〇です。

○委員長（山本 進君） 続きまして、住所、生年月日及び年齢については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおり間違いございませんか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） はい、間違いございません。

○委員長（山本 進君） それでは、最初に、委員長から共通事項をお聞きいたします。

平成30年6月19日付の石岡市プレスリリースにおいて、市職員4名を懲戒処分としたことが公表されました。そのうち3名についての処分理由は、「被処分者は平成29年12月、都市建設部内において、作成予定のなかった文書を、議員からの依頼により作成し、必要な手続を踏むことなく、また、文書に記載されている市民の個人名にも配慮することなく議員に提供しました。後日、その提供された文書に加筆されたものが地区に配布される事態となりました。このことは、行政に携わる職員として、市行政の信用を著しく失墜させたことから、地方公務員法第29条第1項第2号の規定により懲戒処分を行いました。」というものでした。

ここで、証人にお伺いいたしますが、この処分理由に出てまいります議員とは、証人のことで間違いございませんか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 今日お呼ばれしているのは、不適切文書の作成というようなことで、事件というようなことで書いてございましたけど、不適切文書についてであると思います。私は、不適切文書なるものを知り得ておりません。わかってございませんので。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人に申し上げます。あらかじめ申し上げます。当委員会が証人の出頭を求めましたのは、証人の体験した事実を聞くためでありまして、尋問された事項についてご証言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 私は、不適切文書で今日ここへ証人として呼ばれておると思いますが、不適切文書なるものを私はわかりません。

○委員長（山本 進君） ただいまお尋ねしました処分理由に出てまいります、不適切文書作成に係る処分理由に出てまいります議員は、証人のことで間違いないかということをお尋ねしましたが、これについて証言をお願いいたします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 私は、その不適切文書がわかりません。

○委員長（山本 進君） 尋問を続けます。新聞報道によりますと、証人は本年7月4日に自らが開いた記者会見で、市職員に現状説明を文書にしてほしいと依頼をした、備忘録との認識と述べたとのことであります。また、本調査特別委員会については、求められれば、文書をめぐる経緯をきちんと話すと語られたとのことであります。記者会見で話された内容と本日の証言では食い違いが生じてまいることになりましたが、どちらが真実なのでしょう。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 私は、先ほどから申しているとおり、不適切文書を知らないんです。わかりません。

○委員長（山本 進君） それでは、委員長からの共通事項尋問については以上とさせていただきます。

次に、各委員から補足尋問を行います。委員におかれましては、証言を求める事項の範囲を超えないことや、時間等に留意願います。

関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 証人にお聞きいたします。不適切文書を知らないということですが、7月4日に記者会見を開いておりますね。そのときに、備忘録との認識だということ述べておりますが、それについてはあくまでも備忘録であって、不適切文書という認識はないということでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 何度も申しますけれども、私は、認識とかそういうことより、不適切文書は知りません。不適切文書というのは、私はどこでどういうふうになって出てきているのか、不適切文書で私がここに呼ばれているということ自体も、私はよくわからないところであります。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） これまでの職員に対する尋問で、職員は、〇〇〇〇議員に不適切文書の作成を依頼されたと言われていたんですが、その職員が言っていることと、〇〇〇〇議員が知らないということの違いがありますが、本当に不適切文書を知らないということでしょうか。職員は、完全にそのように言っておりますが、それについて見識をお願いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 私は、不適切文書というのが、先ほども申していますが、どういう文書だか

わからないんです。不適切文書、私はわかりません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） それでは、平成29年12月21日付業務報告書という文書はご存じでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） はい、業務報告書は存じております。

○委員長（山本 進君） ほかに発言ございませんか。

では、次の尋問をお願いします。

関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 今、証人は、不適切文書は知らないが、業務報告書については知っているということでございますので、業務報告書について質問をしたいと思っております。その業務報告書ですが、証人から、集落に自分が説明するために文書にしてほしいと依頼されたと、職員が言っているんですが、文書の使用目的としては、そのとおり、集落に説明するために作成を依頼したということ間違いありませんか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 今、業務報告書についての質問でございますが、業務報告書の質問は、私が今日、証人喚問されている不適切文書の作成、これについては合致していないと。答弁を差し控えさせていただきます。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） 証人にお尋ねいたします。本委員会是不適切文書に関する調査特別委員会という名称がついておりますが、ただいまの質問は、この業務報告書、この関連の一連の事業に関しての、関連する質問でございます。業務報告書の使用目的については先ほど副委員長の質問のとおりかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 先ほど申したとおりでございますが、業務報告書などという文言はどこにも出ておりませんので、私は証言を控えさせていただきます。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） 業務報告書という文言が出ている、出ていないではなくて、この調査特別委員会で現在までに各証言等、証人等から知り得たものの中から、現在、質問をさせていただいております。その中で、先ほど証人も、この業務報告書なるものの認識をされているということでありましたが、その業務報告書というものは、当委員会としてはこの調査に関する重要な事項だというふうに認識しておりますので、先ほど委員長から申したように、証人の知り得ている事実を各種確認した上で、当委員会判断してまいりますので、この業務報告書に関する事項についてもお尋ねの質問にお答えをいただければと思います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 私は、証人に合わせて証人に立っているわけじゃございませんので、私は、○○○○という個人でここへ呼ばれてきております。それで、何度読みましても、私も今日の証人喚問に当たっては、業務報告書なるものは出てきてございません。よって、これ以上の答弁というか、そういったことをいたしましても、いろいろ問題等も出てきても困りますし、また、私個人の訴追等々もあっても私も困ることから、私も現在、係争中であります。議会においても、職員も係争中であるので答えられませんと申しておりますので、私も係争中でございますので答弁は控えさせていただきたいと、かように思うところでございます。

○委員長（山本 進君） 尋問を続けます。発言はございませんか。

委員長から、○○○○証人に重ねて申し上げますが、7月4日に証人自ら開かれた記者会見で、市職員に現状説明を文書にしてほしいと依頼した、備忘録との認識と述べられたこと、また、本調査特別委員会については、求められれば、この文書をめぐる経緯をきちんと話すと言われたことで、記者会見で話された内容と本日の証言では食い違いが生じております。先ほども申し上げましたが、これについて○○○○証人の発言を求めます。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） ただいま申し上げましたとおり、現在、係争中でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） それでは、答えられる範囲で答えていただきたいと思います。これまで市の職員の証言によりますと、出し山農村公園の草刈りについては、地区に配布された文書に書かれた内容だけではなく、その前後にも一連の経緯があるので、その誤解を生むような文書になったということでありました、証言が。なぜそのような文書をつくるように依頼したのですか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） ただいま委員長に申し上げたとおりでございます。答弁、いや証言は差し控えさせていただきます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 職員は証人から依頼された文書について、個人情報に気をつけて、当初、作成をしていたんですが、証人から3回つくり直しを言われたと証言しております。書き直しを依頼した事実はありますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 私は今、何度も、もう係争中であるということを申し上げております。係争中であり、私はまた不適切文書など知り得ておりませんので、不適切文書の質問であったら、あったらというより、私はお答えできないんじゃないかと、控えさせていただきます。係争中であるということをご理解いただきたい。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 職員の証言によりますと、証人は1日1回ないし2回、週に3回、4回と、頻りに都市建設部に行きまして、部長、次長の間に椅子を置いて、道路建設課長や都市計画課長などを呼び止めて話をしていたということですが、事実ですか。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人は静粛に願います。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人は静粛に願います。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 私は不適切文書などで。不適切文書で私はここへ呼ばれてきているんですよ。職員に会った、会わないなんて、そういうのは質問に入ってこないんじゃないですか。答弁は控えさせていただきます。

〔「これは職員からの証言をもとに質問しております」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 私は職員の証言に、先ほどから言っていますけど、職員の証言に合わせて答弁するということがありませんし、何度も言っておりますが、関口副委員長、私は不適切文書を知らないんですよ。知らないんですから答弁することが困難であり、差し控えるしかないんです。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） さきに3人、4人の職員から証言を得ていることについて、事実の確認でありますので、改めて質問したわけでありまして。職員の証言によりますと、何回も頻りに来ていたということですが、証人は議員という立場で行ったんでしょうが、頻りに行くことによって、業務に滞りが起こるのではないかという、そういう認識はあったのでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） そのことは、全く不適切文書とは別の問題でありますから、私は質問を、私のほうでは控えますけれども、そういう関係、関係というか、わけのわからない質問は、私も証人で来ていて困りますので、委員長、整理をお願いします。委員長、個人的な意見よろしいですか。

○委員長（山本 進君） いえ。

関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 何度も職員の証言に基づいて質問をしておりますが、証人は、都市建設部に何回も出向いていると。それでは済まなくて、市の担当者を自宅にまで招いていたと。そういうふうには証言しておりますが、どのような意図があって呼んでいたのか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） もうこれ、いいあんばいにしていただけないですか。私は被告じゃないですよ。証人で来ているんですよ。被疑者でもないですよ。ここで犯人のごとくそういう質問をしてくるのは愚

論じゃないですか。私がそういう犯罪を起こしているのであればいいですけど。先ほど申したとおり。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人に申し上げます。

〔「先ほど申したとおり係争中でありますので、答弁は差し控えます」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） これまでの職員の証言によりますと、夕方5時近くに呼び出されて、そして、4時間にわたって正座をさせられたということでございますが、証人は、そのように職員は言っておりますが、そのような事実はありましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 私は不適切文書と呼ばれてきておりますので、質問がわかりません。不適切文書の質問であればお答えいたしますけれども、不適切文書、これも私はどういうものか知りませんが、これはどういう質問をしているのか私は理解できませんので、委員長に精査をお願いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人には、尋問に対して誠実に証言を行っていただくよう再度お願いをいたします。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） お伺いをいたします。証人のほうでは、不適切文書ということで、そういう存在は知らないということでございますけれども、職員が今年の、30年の6月19日付で懲戒処分に付されました。公表をされました。その処分の理由の中で不適切文書というような文言が、処分の理由として出ているわけです。これまで委員の皆さん方からお伺いしている部分については、その不適切文書が作成された経緯という一連の経過の中で、証人と職員とのかかわり方といいますかそういう部分、不適切文書を作成してしまったという部分では、大変重要な部分になってまいりますので、こちらからお伺いしている事実関係について、真摯にお答えをしていただければというふうに思います。

今回、不適切文書を作成する経過の中で、証人の自宅において職員が4時間にわたって怒られたというふうな証言があるわけですが、それについて事実かどうかお伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 現在、係争中でございますので、法場で明らかにしていただければと、かように考えておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは、若干文書とは離れた部分でお伺いをしますけれども、証人と出し山地区青年会との関係というのはどういったものなのか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 不適切文書の関係であれば、不適切文書は知りませんが、また現在係争中でございますので、ただいま申し上げたとおりでございます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） これまでの職員の証言によりますと、平成29年11月29日の証人宅で

の4時間がトラウマとなり、問題となった業務報告書の作成を断ることができなかつたと証言しております、職員は。それで、複数回にわたる業務報告書の内容修正については、職員としては意図に反したものであったと証言もしていますが、証人は、自身の行った行為が職員の心身に与える影響というものを考えておりますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 何度も申しておりますけど、私は今、係争中でありまして。係争中ということは皆様ご案内と思いますけど、納得いかないというようなことで、法の場できちつとさせていただきたいということでやっていることをごさいます。そういうことをごさいますして、私は、係争中でありまして、答弁は控えさせていただきますということをごさいますして、何度も同じ質問でごさいますけれども、今、係争中であるということをご理解賜りたい、かように思います。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 委員長、最後にしたいと思うんですけど、今回職員は、○○○○議員に強く要請されてつくってしまった業務報告書、それによって懲戒処分を受けております。これについて○○○○証人はどのように感じておりますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 今、業務報告書ということで話ができましたけど、今日呼ばれているのは、私は不適切文書の作成で呼ばれているわけをごさいますして、全く違った質問であるのかなというふうに思いますとともに、また、私は何度も何度も申しておりますけれども、私は納得いかないため係争しているわけでありまして、係争中ということをご理解いただきたいと、かように思うわけでありまして。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） 証人にお尋ねいたします。証人がおっしゃるとおり係争中であれば証言を控えるということではありますが、どの事項に対する係争中であるかお答えいただけますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 今、弁護士の先生と進めているところをごさいますして、ここで答える必要はないかというふうに思いますので、控えさせていただきたいと、かように思います。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） そうしますと、何の事項で係争中であるかわかりませんと、確かに関連はする事項であれば、質問、証言は控えるんですが、不適切文書に関する事なのか、業務報告書についてなのか、こちら側としても、そちらの意図というか、内容がわかりませんと、質問する範疇をどの範囲に絞るべきかということをご判断できませんので、ご説明いただける範囲でご説明いただきたいと思います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 先ほど申し上げたとおりをごさいますして、係争中であるとともに、不適切文書ですね、今日は不適切文書の作成というようなこととお呼ばれているわけをごさいますして、不適切文書など私は知り得てございませんので、答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人に再度申し上げますが、この不適切文書というものは、職員から得ている証言の中で、○○○○議員から依頼を受けてやむなく作成した文書ということですので、その経緯を確認するために、調査するために証言を求めているのでありますので、その点ご理解いただきたいと思ひます。

また、○○○○議員から、係争中ということで証言拒否の疎明がなされました。証言を全て拒否するとの申し出でございますので、本日の尋問はここまでといたしたいと思ひますが、さらに証言拒否の正当性について次回委員会で改めて協議を行うことにしたいと思ひますが、この点について委員の皆さんのご意見を伺いたいと思ひます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） それでは、○○○○証人から証言を全て拒否するとの申し出でございますので、本日の証人尋問はここまでとし、証言拒否の正当性については、次回委員会で改めて協議を行うことといたします。

暫時休憩いたします。

〔 休 憩 〕

○委員長（山本 進君） 会議を再開いたします。

以上で○○○○証人に対する尋問は終了いたしました。○○○○証人におかれましては長時間ありがとうございました。退室していただいて結構でございます。

〔証人退室〕

○委員長（山本 進君） 暫時休憩いたします。

〔 休 憩 〕

○委員長（山本 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、委員長より申し上げます。先ほど○○○○証人の証言に対し、証言拒否という内容で私のほうから発言をいたしました。その部分については、改めまして次回の委員会で、本日の○○○○証人の証言内容を精査していきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

それでは、その他の件としまして、次回の開催日時についてでございますが、私といたしましては、次回は11月21日午前10時からの開催としたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次回、11月21日の委員会では、本日の○○○○証人の証言内容を精査していきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

その他の件で、ほかにご発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでございました。

午前10時47分閉会

石岡市議会委員会条例第60条の規定により署名する。

委員長 山本 進